

資料のみかた

- (1) この資料に掲げた決算額は、平成 23 年 3 月 31 日現在の市町村に係るものである。なお、平成 23 年 3 月 30 日までに廃置分合により消滅した市町村の決算額は、新設又は編入した市町村の歳入歳出の決算額にそれぞれ合算されている。
- (2) この決算状況は、普通会計に係るものである。
なお、一般会計で公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、それらの一切の収支を普通会計から分離している。
- (3) 「歳入」における「地方税」には、地方税法の規定による固定資産税のほか、国有資産等所在市町村交付金法の規定による交付金を含めている。
- (4) 東京都特別区における「地方税」は、地方税法の規定による特別区税である。
- (5) 基準財政収入額及び基準財政需要額には、合併算定替を行っている団体にあつては、一本算定の額のみを掲げた。
なお、錯誤に係る額は含まれていない。
- (6) 「実質単年度収支」算出の際の地方債繰上償還額は、後年度の財政負担を軽減するため、任意に行った繰上償還額（地方財政法第 7 条の規定による決算剰余金の処分による繰上償還額を含む。）である。
- (7) 「実質収支比率」、「経常収支比率」、「公債費負担比率」及び「財政力指数」は、次の算式によって得た比率である。

$$\textcircled{1} \quad \text{実質収支比率（\%）} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100$$

$$\textcircled{2} \quad \text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(注) 「経常経費充当一般財源」とは経常的な経費に充当された一般財源であり、「経常一般財源総額」とは経常的に収入された一般財源の総額である。

$$\textcircled{3} \text{ 公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源等}}{\text{一般財源等総額}} \times 100$$

$$\textcircled{4} \text{ 財政力指数} = \left[\frac{\text{平成 20 年度 基準財政収入額}}{\text{平成 20 年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成 21 年度 基準財政収入額}}{\text{平成 21 年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成 22 年度 基準財政収入額}}{\text{平成 22 年度 基準財政需要額}} \right] \times \frac{1}{3}$$

(注) 財政力指数は、各年度ごとに小数点第3位を四捨五入して求めた数値を平均したものである。

(8) 健全化判断比率の概要

$$\textcircled{1} \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額 : 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\textcircled{2} \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\textcircled{3} \quad \text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{(3か年平均)}$$

・ 準元利償還金 : イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

$$\textcircled{4} \quad \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・ 将来負担額 : イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

(参考) 健全化判断比率に係る早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都 : 5.69% 道府県 : 3.75% 市区町村 : 財政規模に応じ 11.25%~15%	都 : 8.88% 道府県 : 5% 市区町村 : 20%
連結実質赤字比率	都 : 10.69% 道府県 : 8.75% 市区町村 : 財政規模に応じ 16.25%~20%	都 : 23.88% 道府県 : 15% ※ 市区町村 : 30% ※
実質公債費比率	都道府県・市区町村 : 25%	都道府県・市区町村 : 35%
将来負担比率	都道府県・政令市 : 400% 市区町村 : 350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

※3 年間 (平成 21 年度~平成 23 年度) の経過的な基準 (都道府県は 25%→25%→20%、市区町村は 40%→40%→35%) を設けており、経過措置期間終了後の財政再生基準は道府県 : 15%、市町村 : 30%となる。(東京都についても別途経過措置が設けられている。)

- (9) 合計欄の「実質収支比率」、「経常収支比率」、「減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率」、「公債費負担比率」、「財政力指数」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、合計数値を団体数で除した単純平均の数値である。
- (10) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。
- (11) 「職員数」は平成 23 年 4 月 1 日現在における普通会計に属する職員数である。